

秋田市建設部週休二日制モデル工事試行実施要領

令和2年4月23日
建設部長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、秋田市建設部が発注する建設工事において、週休二日制モデル工事を試行実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 建設業界においては、若手技術者の入職が減少し、将来にわたる安心安全な社会資本の維持に支障が生じるおそれがあることが懸念され、中長期的な担い手の確保・育成が大きな課題となっていることから、建設現場の将来の担い手確保のため、労働環境改善の取り組みとして、週休二日制が可能な環境づくりを推進することを目的とする。

(定義)

第3条 週休二日とは、契約工事期間の1週間のうち土・日曜日の休日取得を目標に、4週6休以上の休日を確保し、当該現場を完全閉所とすることをいう。

2 4週6休以上とは、契約期間内の現場閉所日数の割合が21.4%（6日／28日）以上の状態をいう。

3 完全閉所とは、工事および測量等の現場作業（保守点検等の現場管理上必要な作業を除く。）や現場事務所での事務的作業など、一切の作業を行っていない状態をいう。

4 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日は休日に含むものとする。

(対象工事)

第4条 対象工事は、建設部が発注する工事（建築工事および設備工事並びにこれらに関連する工事を除く。）において、次の各号のいずれにも該当しない工事とする。

- (1) 竣工期限を設定して執行する工事
- (2) 災害復旧工事を含まる緊急性のある工事
- (3) その他休日の確保が困難であると判断される工事

2 発注者は、前項の工事を発注する場合は、建設部で使用している特記仕様書（施工条件明示一覧表）に対象工事であることを明記するものとし、その記載例は、別記のとおりとする。

(試行方法)

第5条 受注者は、契約締結後、速やかに週休二日制モデル工事の試行実施の意向について工事打合簿により発注者に報告し、実施の有無を協議するものとする。

2 前項の協議の結果、試行実施を決定した場合は、受注者は休日取得計画を含めた施工計画書を発注者に提出するものとする。

(実績報告)

第6条 受注者は、休日取得計画により実施した休日の取得状況を毎月月末に発注者に提出するものとする。

(休日の特例)

第7条 受注者が、第5条第2項により休日と計画した日において、次に掲げる状況など、受注者の責によらないと判断できる場合に作業を行ったときは休日として取り扱うものとする。

(1) 発注者が、作業又は現場パトロール等を要請した場合

(2) 現場内にて災害又は第三者による事故等が発生し、早急に対応する必要がある場合

(3) 周辺住民等からの要望等に対し、早急に対応する必要がある場合

(工事費の積算)

第8条 発注者は、最終変更契約時に、第3条に規定する条件を満たす場合は、現場閉所の状況に応じて、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費および現場管理費に、国が発出する「工事における週休2日の取得に要する費用の計上について（試行）」で示される補正係数を乗じて補正を行うものとする。

(工事成績評定)

第9条 発注者は、4週8休以上の休日を取得した実績を認めた場合は、工事成績の評定において、創意工夫の項目に加点できるものとする。

(留意事項)

第10条 週休二日制モデル工事の試行実施にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意することとする。

(1) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に休日中の作業が発生するような指示等を行わないものとする。

(2) 施工中における現場条件の変更等による工期延長は、従来の取扱いとする。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項については、発注者および受注者の協議により定めることができるものとする。

附 則

1 この要領は、令和2年4月23日から施行する。

2 この要領の施行日前に発注した工事であっても、工事着手前であれば、週休二日制モデル工事の対象として協議することができるものとする。

別記：特記仕様書記載例（第4条第2項関係）

明示項目	明示事項	条件及び内容
(略)	(略)	(略)
監理（主任）技術者	(略)	(略)
担い手確保関係	<input type="checkbox"/> 週休二日制モデル工事 （受注者希望型）	<input type="checkbox"/> 本工事は、秋田市建設部週休二日制モデル工事の試行対象案件である。 <input type="checkbox"/> 受注者は、受注後速やかに当該モデル工事の希望の有無について、工事打合簿により、監督員と協議するものとする。 <input type="checkbox"/> 協議により試行する場合は、「秋田市建設部週休二日制モデル工事試行実施要領」に基づき、実施するものとする。
電子納品	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)